

令和7年度 こども誰でも通園制度に関するQ&A【こども家庭庁作成第10版から抜粋】

No.	事項	質問	回答
1	事業内容	定期利用を前提に実施することを想定し、週や曜日の選択によって利用日数の差がないようにするために祝日の多い月曜日と金曜日は実施せず、火曜日から木曜日に限定して事業を実施することは可能でしょうか。	令和7年度の実施においては問題ありません。ただし、令和8年度の本格実施からは、市町村において、管内すべての対象のこどもが利用できるよう、提供体制を整備する必要があります。そのため、管内事業所ごとの開所曜日等、どういった受け入れができるのか確認し、本格実施に向け準備をお願いします。なお、各事業所において受入れを行う曜日を限定することを妨げるものではありません。
2	事業内容	対象となる「0歳6か月～満3歳未満」の考え方について、利用できるのはいつまででしょうか。	3歳の誕生日の前々日までの利用が可能です。子ども・子育て支援制度においては、満3歳以上の子どもは、教育保育給付の1号認定(新制度幼稚園や認定こども園の利用)や施設等利用給付の1号認定(私学助成幼稚園等の利用)を受けることが可能です。
3	事業内容	一時預かり事業を利用しているこどもは、本事業の利用の対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。
4	事業内容	施設等利用給付を受けているこどもは対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。
5	事業内容	障害児の通所給付施設(児童発達支援センター、児童発達支援事業所等)に通っている児童(通所給付を受けている児童)は対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。
6	事業内容	キャンセル対応について、統一したルールはありますでしょうか。また、どこがルールを定めるのでしょうか。	キャンセルの取り扱いについては各自治体ごとにキャンセルポリシー等を作成し、その取扱いに準じていただくこととしています。こども誰でも通園制度の実施に関する手引のP15をご確認ください。なお、令和8年度以降の取扱いについては、整理の上追ってお示しする予定です。
7	事業内容	事業者と利用者の契約行為により、施設を利用することとなります。この契約について、利用者が複数の施設(例えば「A」という施設と「B」という施設)を利用する場合は、それぞれの施設で利用契約を取り交わす必要がありますでしょうか。	ご認識の通りです。
8	職員配置	職員を通常保育や一時預かりと兼任した場合それぞれの事業の運営費における算定対象となりますでしょうか。	対象経費を適切に区分し、管理いただくことを前提とし、ご認識のとおりです。なお、それぞれの事業で専任要件がある場合は、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。
9	予算	保護者負担については、施設の収入としてよろしいでしょうか。	問題ありません。
10	予算	昼食・おやつ代など実費となる費用は別途徴収してよろしいでしょうか。	保護者の同意のうえ、必要に応じて徴収いただいて問題ありません。
11	認可手続	児童福祉法に「実務を担当する幹部職員」、児童福祉法施行規則に「福祉の実務にあたる幹部職員」とありますが、保育所等で乳児等通園支援事業を実施する場合には、基本的に保育所等の施設長が乳児等通園支援事業の実務を担当する幹部職員にあたると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	認可手続	保育所や認可外保育施設に対する安全計画義務化の際と同様に、こども誰でも通園制度における安全計画の例やひな形をお示しいただけないでしょうか。	現時点においては予定していません。なお、留意事項通知の第2の1においてお示ししているとおり、既に安全計画を別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えることで足りると考えています。
13	認可手続	運営規程で定めるものに、「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」とありますか、「利用定員」は何を指すのでしょうか。	運営規程において定める乳児等通園支援事業の認可に係る「定員」については、任意の一時点において受入可能な最大の乳幼児の数を指す概念であり、一般型乳児等通園支援事業にあっては、備える設備等に応じた受入可能な乳幼児の数が定まるほか、余裕活用型乳児等通園支援事業にあっては、事業を実施しようとする保育所等が受け入れようとする乳幼児の数が当該保育所等の利用定員の範囲内の数となります。なお、子ども・子育て支援法に基づく「利用定員」については、今後お示します。
14	認可手続	余裕活用型乳児等通園支援事業における定員数は、利用定員の空き枠の活用であり、毎年余裕活用型乳児等通園支援事業の定員数が変更となる可能性がありますが、その都度、施設の内部規定を変更すべきでしょうか。(運用上の取扱いについての第2の6(6)関係)ただし書きなどで、「利用定員の増減により変動することもあります」等を記載すれば対応可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	設備の基準関係	保育所等が乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合、当該保育所等の設備(便所、調理設備等)を乳児等通園支援事業の設備に兼ねることは可能でしょうか。可能である場合に、当該保育所等の設備は、引き続き保育所等の設備として認可してよろしいでしょうか。	乳児等通園支援事業を保育所等と併設して実施する場合、留意事項通知の第2の3においてお示ししているとおり、当該乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児及び併設施設等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、兼ねることは可能です。また、あくまで兼ねるに留まるため、引き続き当該保育所等の設備として取り扱って差し支えありません。
16	設備の基準関係	認可保育所等において一般型乳児等通園支援事業を実施するに当たり、当該認可保育所等の認可において保育室の床面積を最低限必要となる床面積以上に算定している場合に、当該床面積を減少させる認可変更手続は不要でしょうか。	既存の保育所等における保育室の床面積を市町村の条例で定める基準に基づき最低限必要となる床面積まで減じた上で改めて認可を行い、それにより生じた余剰の床面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として算定し認可を行うことは可能です。
17	設備の基準関係	保育所等が一般型乳児等通園支援事業を一体的に行う場合、当該保育所等の保育室の床面積を当該一般型乳児等通園支援事業の保育室の床面積と重ねて認可してよいか。	保育室等の床面積については、こどもの人数に応じて必要となる面積を確保する必要があるため、保育所等における保育室の面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として認可することはできません。
18	職員配置	保育所等が乳児等通園支援事業を併設して実施する場合に、当該保育所等の保育士や調理員が乳児等通園支援事業に従事することは可能でしょうか。	留意事項通知の第3の(2)の二においてお示ししているとおり、保育所等が乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合に、保育士については、当該保育所等及び当該乳児等通園支援事業双方の職員配置に関する基準を満たした上で、当該保育所等の保育士が乳児等通園支援事業に従事することは可能です。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関するQ&A【こども家庭庁作成第10版から抜粋】

No.	事 項	質 問	回 答
19	事業内容	乳児等通園支援事業において、英会話や水泳等の習い事のようなことを行うことは可能でしょうか。	「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」において「リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません。」と記載しているとおりです。
20	その他	保育所等と併設する場合、会計処理は、別施設として処理する必要がありますでしょうか。	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けることが必要です。
21	その他	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設ける必要がありますでしょうか。また、区分が必要な場合、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においてはサービス区分を新たに設ければ足り、拠点区分を設ける必要はない認識でよろしいでしょうか。	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)第31条において、会計区分について、「特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない」としているとおりです。なおその際、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においては、必ずしも拠点区分を新設する必要はなく、サービス区分を新たに設けることでも事業の会計と区分することが考えられます。
22	その他	乳児等通園支援事業を行う者は、その提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合に備え、賠償責任保険に加入する必要がありますでしょうか。	留意事項通知の第4において、「乳児等通園支援事業者については事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。なお、改正法による改正後の子ども・子育て支援法(以下「改正後子子法」という。)第54条の3の規定により準用する改正後子子法第46条第3項の内閣府令で定める基準(令和8年4月1日施行予定)において、乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことを規定することを予定していること。」としているとおりです。
23	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、すでに事業を実施している施設は対象外となりますでしょうか。	事業が実施されていることをもって整備費の対象外になるということはありませんが、創設、増築、増改築に当たらない場合には補助率の嵩上げはされません。
24	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、こども誰でも通園制度専用の建物を整備した場合、こども誰でも通園制度の実施と同時に他事業(一時預かり事業等)を実施することは可能でしょうか。	こども誰でも通園制度の実施に当たって整備した施設であるため、不可となります。
25	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、施設整備完了後は早急にこども誰でも通園制度を実施する必要がありますでしょうか。	交付金の協議の際に開始時期についても協議を行っているため、想定よりも早く整備が完了したからといって、すぐに開始する必要はありません。
26	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、既存の園庭を整備する(遊具等を乳児でも使用できるものに整備する等)場合、補助対象となりますでしょうか。	園庭の整備は整備費の対象経費に含まれません。
27	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、保育所を新たに整備し、その保育所にこども誰でも通園制度実施の部屋を設ける場合、同時に協議することが可能でしょうか。	可能です。ただし、協議書は別々に作成する必要があります。
28	施設整備	こども誰でも通園制度実施施設を整備する場合、施設に対する優遇融資制度等はあるのでしょうか。	WAM(独立行政法人福祉医療機構)の優遇融資制度の活用が可能となります。詳細はWAMにご確認ください。
29	その他	定款変更是必ず行う必要がありますでしょうか。	乳児等通園支援事業を実施する場合には、定款変更をする必要があります。定款の変更時期については、自治体で適切に判断をお願いいたします。
30	その他	寄附行為について、学校法人も寄附行為の変更が必要という認識でよろしいでしょうか。	寄附行為への記載の要否については、各所轄庁(文科省、各都道府県)に相談いただくようお願いいたします。(R7.4.10修正)
31	事業内容	一時預かり事業と一体で運営している施設において、1日の利用のうち最初の数時間のみ「こども誰でも通園」として利用し、残りを「一時預かり事業」として連続利用することは可能でしょうか? また、上記が可能な場合、一時預かり事業の利用分を基準額の決定における実績人數としてカウントしても良いでしょうか?	それぞれの事業目的に合致すると自治体が判断する場合であれば、同日に両事業を利用することも可能です。この場合、同利用者について、一時預かり事業の基準額の決定における利用人数にカウントいただけで差し支えありません。
32	事業内容	土日の実施要否や時間帯に決まりはあるのでしょうか。	市町村として、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める乳児等通園支援の量の見込みに対応する提供体制を確保する必要がありますが、土日の実施や時間帯について特段の定めはありません。
33	事業内容	1年のうち一部の期間、事業を休止したり、縮小することを前提に実施することは可能か。例えば、放課後児童健全育成事業と併設で実施する場合、学校開校日の午前は、乳児等通園支援を行い、長期休業中は、実施が困難となるので、休業又は実施を縮小することは差し支えないか。	可能です。なお、毎年休業期間が決まっているような場合については、あらかじめ、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)第16条第4項に基づき、提供を行わない日を重要事項に定めていただくようお願いいたします。
34	職員配置	一時預かり事業で保育所と一体的に事業を実施している施設において、一時預かり事業の専任職員が1名の場合、その職員が乳児等通園支援の専任職員も兼ねることは可能か。	保育所と一体的に実施する一般型一時預かり事業と、当該保育所と一緒に実施する乳児等通園支援事業を同じ時間帯に実施する場合、当該一般型一時預かり事業に充てられている1名の専任職員をもって当該乳児等通園支援事業の職員とすることはできません。ただし、両事業の実施時間が重ならない場合であれば、それぞれの事業の専任職員として取り扱って両方の事業を実施することが可能です。
35	職員配置	「乳児等通園支援」の専従の配置が求められる場合、当該事業を行っているときのみ、専従であれば、他の時間帯については問題がないという理解でよろしいでしょうか?	ご認識のとおりです。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関するQ&A【こども家庭庁作成第10版から抜粋】

No.	事項	質問	回答
36	職員配置	幼保連携型認定こども園の場合に、幼稚園教諭・助教諭のみを持つ“みなし保育教諭”を、当該配置の担当職員とみなして差し支えないでしょうか？	一般型乳児等通園支援事業については、設備運営基準上、配置できる職員として、保育士又は乳児等通園支援事業に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者とされており、みなし保育教諭であることをもって、担当職員とすることはできません。余裕活用型乳児等通園支援事業については、設備運営基準第25条のとおり、実施事業所の区分に応じ、それぞれの事業所の設備運営基準に定めるところによるものされているため、幼保連携型認定こども園においては、みなし保育教諭が乳児等通園支援事業に従事することも可能ですが、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年11月28日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)に基づいて、適切に配置をお願いいたします。
37	設備の基準関係	一般型一時預かり事業を実施していますが、当該事業では年間を通して利用定員に余裕があることから、当該利用定員の余裕を活用して、余裕活用型乳児等通園支援事業を実施したいと考えておりますが、可能でしょうか。	一時預かり事業における余裕利用定員を活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を実施することはできません。
38	認可手続	既に乳児等通園支援事業で0歳児のみで認可を受けている施設が1～2歳も受け入れられるようにする場合は、再度認可申請が必要か。変更の届出のみでも問題ないか。	変更の届出のみで問題ありません。
39	予算	一時預かり事業のように、利用者の有無にかかわらず、職員の配置によって補助されるような形となる見込みはあるか。	提供した利用時間の実績に基づく給付制度となります。
40	その他	こども誰でも通園制度を実施する施設も第三者評価の努力義務対象となるのか。	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第5条第4項において、「乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」とされていることから、第三者評価の努力義務が課されています。
41	認可手続	保育所等と一般型乳児等通園支援事業を実施している施設又は事業所において、当該保育所等の利用定員に空きが生じた場合に、その空きを活用して追加的に乳児等通園支援事業の利用者を受け入れることは可能か。	当該保育所等について一般型乳児等通園支援事業の認可に加えて、別途、余裕活用型乳児等通園支援事業の認可も合わせて受けることにより、一般型乳児等通園支援事業とは別に余裕活用型乳児等通園支援事業の利用者を受け入れることができます。なお、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の面積を重複して認可を受けることはできないことにご留意ください。
42	設備の基準関係	こども誰でも通園制度(余裕活用型)における利用定員は、通常保育部分の認可上の定員の空き人数のことを指すのか。また、弾力化で受け入れすることができる人数も含めて考えて良いのか。	余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員は子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認において定められた利用定員の空き枠を指します。また、通常保育における弾力化分の利用定員は、余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員に含めることはできません。
43	認可手続	余裕活用型乳児等通園支援事業の認可に際し、利用定員の総数に空きがある場合であっても、0～満3歳未満の乳幼児の利用定員に空きがない場合には認可できない認識でよいか。	ご認識のとおりです。乳児等通園支援事業は生後6か月～満3歳未満の乳幼児を対象とした事業であることから、満3歳以上～5歳児の利用定員の空きを活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を実施することは想定しておらず、0～満3歳未満の乳幼児の利用定員の空きを活用することが適切であると考えます。
44	認可手続	余裕活用型乳児等通園支援事業の認可に際しては、認可申請時点で現に利用定員の空きが無くとも、認可を行うことは可能であるという認識でよいか。	ご認識のとおりです。認可の際には、現時点では利用定員に空きがなかったとしても、将来利用定員の空きが生じる可能性を考慮して認可することができます。その上で、実際に利用定員の空きを活用して実施しているかどうかについては、監査等により実施状況を確認いただく必要があります。仮に、余裕活用型の認可を受けたものの、結果的に利用定員の空きが生じなかつた場合は、当該年度においては誰通利用児童の受け入れはできませんが、翌年度以降に利用定員の空きが生じる可能性を考慮して認可を取り消す必要はありません。
45	職員配置	子どものための教育・保育給付では、当月初日児童数や職員配置での額を算出するが、本制度では時間ごとの事業となるため、職員配置が適正であるかどの時点で判断するのか、また給付費の算出は実務的にどのようにするのか。	保育所、乳児等通園支援事業等に関する職員配置の基準は、認可基準であるため、当該事業を行うどの時点においても適切に満たされている必要があります。その上で、乳児等通園支援事業の監査における職員配置の具体的な確認方法や、乳児等支援給付費の額の算出方法等の実務面の事項については追ってお示しさせていただく予定です。
46	職員配置	「0歳児5人、1、2歳児5人」で利用定員を設定した施設において、設備運営基準は満たしつ、「0歳児4人、1、2歳児6人」といったように、利用児童の総合計が利用定員を超えない範囲で内訳が変動しても問題ないか。 また、弾力的に「0歳児5人、1、2歳児6人」というように利用定員を超えて受け入れを行うことは可能か。	前段については差し支えございません。 後段については不可です。利用定員を超えて受け入れを行うことはできません。 ただし、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例に定める「保育室等の面積基準」や「乳児・幼児ごとの職員配置基準」については厳守してください。